

## 新旧対照表

※ 下線部分が改正部分

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限に関する条例	
旧	新
<p>(定義) 第2条 (第1項省略) 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 地下室建築物 周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える共同住宅又は長屋の用途に供する建築物で、当該用途に供する部分を地階に有するもの (第2号省略)</p>	<p>(定義) 第2条 (第1項省略) 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 地下室建築物 周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える共同住宅、<u>長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する建築物</u>で、当該用途に供する部分を地階に有するもの (第2号省略)</p>
<p>(緑化等の義務) 第5条 斜面地開発行為を行う場合は、地下室建築物の敷地の最も低い位置で規則で定める部分に当該敷地の境界線から4メートル以上の幅の空地を設けて、当該空地(通行の必要等のためやむを得ないと市長が認める部分を除く。)において規則で定めるところにより緑化または既存の樹木の保存(以下「緑化等」という。)を行うものとし、緑化等を行う部分の面積は、当該敷地の10パーセント以上でなければならない。 (第2項省略)</p>	<p>(緑化等の義務) 第5条 斜面地開発行為を行う場合は、地下室建築物の敷地で規則で定める部分に当該敷地の境界線から4メートル以上の幅の空地を設けて、当該空地(通行の必要等のためやむを得ないと市長が認める部分を除く。)において規則で定めるところにより緑化または既存の樹木の保存(以下「緑化等」という。)を行うものとし、緑化等を行う部分の面積は、当該敷地の10パーセント以上でなければならない。 (第2項省略)</p>
	<p style="text-align: center;">附 則 抄 (施行期日) 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。 (経過措置) 3 <u>第2条の規定による改正後の横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例の規定は、施行日以後に建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手する老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの及びその敷地(施行日前に横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号)第13条第1項の規定による開発事業計画書の提出を行った同条例第2条第2号アの開発行為に係る老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの及びその敷地を除く。)</u>について適用する。</p>